

琉球大学学術リポジトリ

日の丸焼却と表現の自由（上）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高良, 鉄美, Takara, Tetsumi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2160

日の丸焼却と表現の自由（上）⁽¹⁾

高良鉄美

- 一 いま、なぜ日の丸か
- 二 日の丸焼却事件
- 三 学習指導要領と日の丸・君が代（以上本号）
- 四 アメリカでの国旗焼却事件
- 五 日の丸焼却事件裁判のゆくえ
——合衆国最高裁判例を参考に——
- 六 四五歳の日本国憲法へ望むこと

註

(1) いきなりタイトルに脚註がつくというのもめずらしいが、表現の自由という本稿のテーマからすれば、インパクトや語句使用の理由説明の必要等を考慮した表現方法の一つとして型にはまる必要のない性質のものである。さて、なぜ「国旗」という語を使用しなかったかという点、本文中で紹介する「日の丸焼却事件訴訟」において「日の丸」は「国旗」であるのか、その法的根拠はなにか、ということが重要な争点の一つとなっているからである。詳しくは本稿二参照。

一 いま、なぜ日の丸か

キーン、鋭い金属音を残してアメリカン航空機は一路テキサスのダラス・フォートワース空港へ向けて成田を飛び立った。一九八九年七月のことであった。昭和から平成へと元号が変わって約半年が経っていたが、社会の動きはまだ何か落ち着いている様子ではなかった。平成に変わって早々に日の丸・君が代の強制を打ち出した新学習指導要領が告示された。国家権力が国民の自由やものの考え方を強制的に抑圧しようとする姿が、陽炎のように立ち込めてきたような気がした。沖縄では毎年、卒業式・入学式のシーズンになると日の丸・君が代をめぐって騒然としてくるが、今後はどう扱われるのだろうか？ 沖縄国体の際に起きた日の丸焼却事件の裁判はどう展開していくのだろうか？ 地方自治体独自の休日を認めないという地方自治法の一部改正により、沖縄住民の気持ちを無視した慰霊の日休日廃止の問題はどんな結末になるのだろうか？ 様々な思いを胸に日本をあとにしたのだった。

ゴー、離陸から一〇時間以上は経ったであろうか、まだ機内である。原稿の締切に追われて徹夜したその足で出国したおかげで、時差ボケなどはまったく感じない。程なく、眼下に広大なダラスの町が見えてきた。五年前の一九八四年、この町で共和党全国大会が開催された際、当時のレーガン政権に抗議し、合衆国国旗が焼却されるという事件が起きた。そしてつい二週間ほど前（一九八九年六月二〇日）、合衆国最高裁判所はその事件に対し、被告人の行為を「この国の政治に対する不満の表現、すなわち修正第一条の価値の中核をなす表現」としてとらえ、テキサス州法を違憲としたのであった。そしてダラスで乗り換えたアメリカン航空イーグル機は、その合衆国最高裁の所在する首都ワシントンへと私を運んでいったのであった。

一九八九年夏当時、アメリカの国民の間で最大の憲法的話題となったのは、この国旗焼却 (Flag burning)

の問題と墮胎 (Abortion) の問題であった。⁹⁷ その両者とも折に触れて、とくに選挙の際に、今でも話題に上ってくる問題である。その翌年の夏はイラクがクウェートに侵攻して、世界の非難を浴び、成り行きが注目されていたが、イラクは国連決議を実行しようとせず、ついに湾岸戦争が始まった。戦争の間、連空軍へ主力部隊を送ったアメリカの家々では星条旗を掲げる光景があちこちで見られた。戦争の終結のあとは、凱旋パレードに見る、外部からすれば異常なまでの戦勝フィーバーである。そして星条旗の大乱舞。さすがにこの頃は国旗焼却主義者 (Flag-burner) も鳴りをひそめていたが、いずれまた国の政治に対する不満が溢れてくれば、国旗焼却事件は起こるべくして起こるのであろう。⁹⁸

一方その間、大統領、議会、そして一般国民からも反対・批判を受けながらも、敢然と憲法修正第一条の保護する言論の自由を守った合衆国最高裁判所と対照的に、日本の最高裁判所は、新学習指導要領の日の丸・君が代の強制部分の先取り実施を約二カ月後にひかえた一九九〇年一月一八日、学習指導要領の法的拘束性を認める判決を下した。⁹⁹ そしてなんと同じ日に、日本は民主主義の国であると信じていた海の向こうのアメリカ人を驚かせた事件が起きている。「日本には言論の自由はないのですか」私は何度この質問をされたであろう。昭和天皇がまだ病床に伏していた頃の一九八八年二月、市議会での一般質問に答えて天皇の戦争責任に対する自分の考えを述べた長崎市長が狙撃されたのである。¹⁰⁰ 連想ゲームではないが、天皇・日の丸・君が代の三者の結びつきは非常に密接である。残念なことに、渡米前に日本の動きに対して抱いていた危惧の念は相当程度当たっていたようである。日本の最高裁の判決から五日後、裁判所からお墨付きをもらった文部大臣は改めて日の丸・君が代の指導徹底を強調している。¹⁰¹

帰国早々に飛び込んできたニュースは、卒業式・入学式での日の丸掲揚に反対行動を採ったり、君が代斉唱の

指示に従わなかったなどとして、小学校教諭ら一四人が福岡県教育委員会から懲戒処分を受けたというものであった。⁹² 「同じものの考え方以外を許さない。これかれに対しては尊敬の念を抱きなさい。」と強制することは、思想・信条の自由および言論の自由という憲法の基本的人権そのものに関わっている問題であり、いま問われているのは日本の民主主義そのものなのである。このような状況の下で、いま法廷に持ち込まれている日の丸焼却事件の問題点について考えることもつ意義は、小さくあるまい。そして、法と人権を他の国家機関の圧力からプロテクトする役割を与えられている裁判所がどのような判断をするのか、ひいては「憲法の番人」がその名を国民および政治機関にアピールすることができようか……（このリーダーの部分は読者への筆者からのメッセージとして表現の内容は伝わると思うが、いかがなものか）。

註

(1) 小説風の書き出しであるが、学術書にタブーというわけではあるまい。何か目に見えない押しつけが始まろうとしている日本の動きを気に掛けながらの旅立ちであっただけに、太平洋の向こう側のアメリカのもつ「自由ということ」と日本のそれとの隔たりを表現するには航空機が必要であろうと感ずるほどであったと理解してほしい。

(2) 一九八九年（平成元年）三月一五日告示。小学校は平成四年、中学校、高校はそれぞれ平成五年、六年の実施だが、日の丸・君が代については平成二年に先取り実施されている。詳しくは本稿三参照。

(3) たとえば、沖縄国体での日の丸焼却事件が起こる半年以上も前に、沖縄県中部の読谷高校の卒業式で生徒による日の丸投げ捨て騒ぎがあったし、その翌年の卒業式には校門前に右翼の車も現れている（朝日新聞一九八八年三月八日夕刊）。

(4) 一九八七年十月二六日、読谷村で開かれた沖縄国体のソフトボール競技開始式で、一人の男によって日の丸が掲揚ポールから引きずり下ろされ焼かれるという事件が起こった。あつという間の出来事で関係者は大きなショックを受けた（沖

- 繩タイムス一九八七年十月二六日夕刊)。なお男は同日夕方「私があった」と出頭した(同二七日朝刊)。
- (5) 沖縄県は土曜閉庁に伴う地方自治法の一部改正を受け、「県の休日を含める条例案」を県議会に提出したが、これに従えば六月三日の「慰霊の日」の県職員の日が廃止されることになっていた。これに対し、多くの団体が「慰霊の日」休日の存続を訴えた。県内の憲法・行政法研究者も「慰霊の日」休日の存続を求める声明を発表した(沖縄タイムス一九八九年六月二三日朝刊)。周知のように、一九九一年三月に地方自治法の大規模な改正があり、条件付きながら地方自治体独自の休日が設けられるようになったが、沖縄県の世論が再改正に一役買ったのである。大改正の故に、それに対する解説・批評の類については枚挙に暇がないが、成田頼明「待望されていた地方自治法の大規模改正」(ジュリスト九八二号十頁以下)、仲地博「地方自治法、十七年ぶりの大改正」(法と民主主義二五九号五八頁以下)など参照。
- (6) *Texas v. Johnson*, 57 LW 4770, 109 S. Ct. 2533 (1989). なお、この種の政治的表現に適用される限りでいう適用違憲の判例であったが、アメリカ国内の反響は非常に大きなものであった。詳しくは本稿四参照。
- (7) 前註の *Texas v. Johnson* から二日後、合衆国最高裁は *Webster v. Reproductive Health Services*, 57 LW 5023, 109 S. Ct. 3040 (1989) において堕胎を規制するミズーリ州法の規定を五対四で支持した。同裁判所は「人間の生命は妊娠に始まる」というミズーリ州の法律の前文は単なる価値判断を表現しているだけなので、州による堕胎規制を限定した *Roe v. Wade*, 410 U. S. 113 (1973) 判決と矛盾しないとしているが、州の堕胎規制をこれまでより認めることになるであろう。堕胎の権利を主張する女性運動家やその支持者から大反対があったのは言うまでもない。
- (8) 国旗焼却主義者とは国旗を焼却しようという主義・主張を持って行動しようとする団体や個人を必ずしも指しているのではなく、どういう事情があるにせよ国旗を焼くというのは言語道断であると考える人々が、政治的不満に駆られて衝動的に国旗を焼いた者も含めて彼らを *Flag-burner* または *Flag-burning Protester* と呼んでいるようである。裁判所の前で、あるいは州議会の前で国旗が焼かれるというニュースは私の滞米中に何度かあり、政治的不満のパロメーターとしての役目もあると思われる。
- (9) (伝習館高校事件判決)最高裁第一小法廷、判例時報一三三七号三頁)。これにより日の丸・君が代の義務化に影響があっ

たと考えられ、文部省は国旗・国歌の問題について新学習指導要領に沿った指導を期待している(朝日新聞一九九〇年一月一九日朝刊)。

(10) 長崎市議会での天皇戦争責任発言以来、何度も実弾入り脅迫状がおくられてきたり、市収入役室の窓ガラスに実弾が打ち込まれたりしていたが、狙撃による言論圧殺に市民や評論家の間ではショックとともに強い怒りを感じている(朝日新聞一九九〇年一月一九日朝刊)。

(11) 朝日新聞一九九〇年一月二四日朝刊。

(12) 朝日新聞一九九一年八月七日朝刊。福岡県内の小学校教諭らを停職、減給、戒告などの処分にしたということであるが、その内で二人が最も重い三カ月の停職処分を受けた。一人は中間市内の小学校教諭で、「国旗掲揚」を妨害し、「国歌斉唱」の際に担任の児童を着席させたということであり、他の一人は春日市内の中学校教諭で、生徒に音楽の教科書の君が代の欄にバツ印をつけるよう指導したとのことである。

二 日の丸焼却事件

事件の概要

一九八七年一〇月二五日、第四二回国民体育大会秋季大会(沖縄海邦国体)が華やかに開幕した。昭和天皇の「お言葉」を皇太子(現平成天皇)が代読し、国民のスポーツの祭典が始まった。これから各競技はそれぞれの会場で行なわれる。翌二六日午前、少年男子ソフトボール競技の開始式が読谷村平和の森球場で行なわれた。グラウンドには各県代表選手団が整列し、弘瀬勝日本ソフトボール協会会長が壇上であいさつをはじめた。まだあいさつの続いている間に、バックスクリーン上のメインボールに掲揚された日の丸が男によって引きずり下ろされ、さらに煙が上がった。男はそのまま芝生席に降り逃走した。警察はただちに捜査を開始したが、事件当時の現場

は日の丸掲揚に反対するグループや右翼関係者がかけつけており、騒然としていたため、思うように捜査は進まなかった。日の丸や大会旗が掲揚されてから数分後のあつという間の出来事で、しかも多くの観衆の目前で公然となされたことに、関係者らはショックを受けていた。このあと式典はそのまま続行された。²⁾

なお、事件当日の二六日午後六時、平和のための読谷村実行委員会・知花昌一代表が弁護士に伴われ、沖縄市内の派出所に「私がやった」として出頭してきた。警察は任意取り調べのあと、建造物侵入および器物破損罪の容疑で知花代表を逮捕した。彼は「国体はスポーツの祭典であり、スポーツに日の丸・君が代は必要ない」と語り、さらに読谷村が、日の丸・君が代に対する八千人の反対署名や議会決議など、村民総意の国体を作ろうとその成功を目指していた矢先に、村民の気持ちを踏みにじる弘瀬日本ソフトボール協会長の発言に強い憤りを感じた旨を述べている。³⁾これによると、弘瀬発言に対する憤りが直接の動機だということであるが、さてここで、弘瀬発言および国体前の国の動きをみてみよう。

背景

一九八五年五月九日、文部省は各都道府県および政令指定都市に対し「国歌と国旗の適切な取り扱いの徹底」を求める初等中等教育局長名の通知を出した。公立学校の入学式・卒業式には、日の丸掲揚・君が代斉唱を徹底するようにということである。同時に文部省調べの昭和五九年度卒業式における日の丸掲揚・君が代斉唱の状況が公表された。⁴⁾その中で目立っているのは沖縄県の公立校における日の丸掲揚・君が代斉唱率の低さである。たとえば、高校における日の丸掲揚率について九州各県が軒並み一〇〇パーセントであるのに対して、沖縄県は〇パーセント、君が代については、徳島、香川、そしてお隣の鹿児島が小・中・高とも一〇〇パーセントであるの

に対し、⁽⁵⁾ 沖繩の場合いずれも○パーセント、といった具合である。日の丸に限っていえば、小・中・高とも○パーセント実施が八県もあり、むしろ沖繩からすればその高率さに驚きを感じるほどである。

その頃、沖繩では二年後に国体を控え、日の丸・君が代をどう扱うかの議論が続いており、県の推進の姿勢に対し、市民団体・労働団体は反対を唱えていた。八月二十七日に県当局は「断行」の結論を出したものの、なお攻防は続いていたのである。そしてこの文部省の徹底通知。二年後の国体をにらんだタイミングで「沖繩の心に踏み絵」を課したといえよう。その後、沖繩県議会でも議論されたが、一〇月一日に、日の丸と君が代の促進を求める決議が委員会でも可決され、一六日の本会議では午後一時すぎに、日の丸・君が代促進決議がなされた。しかし、沖繩の過去の重さや県民の感情を考えるとその後混乱が続くのは至極当然のことであろう。藤本沖繩開発庁長官は、沖繩県内の学校での日の丸掲揚問題について、「強制されるべき問題ではない」と発言している。⁽⁶⁾

一九八六年三月の卒業式は、前年の文部省の徹底通知の圧力が効いて沖繩県内の高校卒業式で八割が日の丸を掲げている。⁽⁷⁾ 若い世代では日の丸に好感を持っているのが半数にも満たない沖繩県民の意識、とくに中部地区は高齢年齢層を含めた全体をみても日の丸に好感をもつものは約半数にすぎないという意識状況は留意されねばならないだろう。⁽⁸⁾

国体本番を真近に控えた一九八七年一〇月一八日、模倣国体が行なわれたが、日の丸・君が代に反対して、退場、不起立などが一部にあった。これについて県教育庁は指導強化を図ることにした。一方、冲教組は国体での日の丸・君が代について演奏しない、起立しないなどの方針を決めており、この闘争は本番までも続く様相を呈していた。⁽⁹⁾

日の丸焼却事件の舞台となった読谷村では、村議会が日の丸の押しつけに反対の議決をしており、また村民が

らも日の丸掲揚について八千四百人もの反対署名があった。日の丸を掲げない国体が村の総意であり、村長もその意向であった。¹⁰ 村民総意の国体を成功させようと大会を待ち望んでいた矢先の一九八七年一〇月二二日、弘瀬会長は地元高知¹¹で「日の丸掲揚・君が代斉唱は国体開催要項に明記されており、村がそれをやらないのなら、会場地を変更する」と表明し、読谷村にも通告してきた。この発言は、大会を目前にしたソフトボール会場地読谷村に大きな衝撃を与えた。山内読谷村長は「県民がその地域の特性を生かした国体を成功させようとしているのに、日本ソフトボール協会の通告は日の丸・君が代を踏み絵にした圧力」であるとして弘瀬発言に遺憾の意を表明した。¹² これに対し、弘瀬会長も国体開催要項を強調し、会場変更も辞さない強硬姿勢を崩さず、事態は深刻化していった。これを憂慮した県および県体協は調停活動を行ない、ようやく双方が歩み寄って、君が代斉唱抜きの日丸掲揚でぎりぎりの合意をし、会場変更、選手引き揚げという最悪の事態は避けられた。¹³ この妥協の故に、村民の国体を成功させたい気持ちを汲んで、村長は断腸の思いで日の丸を掲揚したのであった。¹⁴ そして日の丸焼却事件の発生である。ソフトボール競技がすべて終了した一〇月二九日、読谷村は逮捕された知花代表を器物損壊で告訴した。¹⁵

事件の波紋

知花代表が告訴された前日の一九八七年一〇月二八日深夜、読谷村内の一軒のスーパーの入口から煙が出ているのを通行人が見つけ通報した。日の丸焼却事件の知花被告の所有するスーパーであった。さらに、一月八日、読谷村内のチビチリガマ（自然壕）入り口に建立されていた「世代を結ぶ平和の像」がハンマーなどで破壊され、現場には「天誅」と欠いた紙片が残されていた。こうした一連の事件に対し東京や各地で「チビチリガマ世代を

結ぶ平和の像破壊に抗議し考える集会」などが開かれ、日の丸焼却事件の知花昌一被告を支援することを決めて¹⁶いる。日の丸焼却事件をはじめ、スーバーへの放火、平和の像破壊と大きな事件が連続して起きた読谷村では、議会が「日の丸焼却・世代を結ぶ平和の像破壊など民主主義を否定する一切の暴力行為を許さない宣言決議」を賛成多数で採択した。¹⁷

こうした中で、一人の男性が公務執行妨害罪で起訴された。日の丸焼却事件発生当時、日の丸を焼き捨てた知花昌一被告を追跡中の警察官の前面に立ちふさがるなどし、その行動を妨害したとして起訴されたのである。この公務執行妨害罪に問われたのは、知花盛康被告であるが、ここに二人目の知花さんが登場することになった。¹⁸一方、チビチリガマの世代を結ぶ平和の像破壊事件で、警察は右翼一人を逮捕した。¹⁹その後、同犯行およびスーバー放火事件に加わったとしてさらに二人が逮捕されている。そして彼らには実刑判決が下された。²⁰

国体の最中に起こった日の丸焼却事件。国体期間中に与えた衝撃も大きかったが、事件の波紋はさらに国体後に大きく広がった。弘前大学では一九八八年二月一日の建国記念日に、同大学正門に掲げられた日の丸が、同大学の無党派グループによって取り外された。学生らは「沖縄国体での日の丸焼き捨てに示された沖縄県民の怒りに私たちは無関心でいられない」と話していた。²¹同年、立教大学は学生の声もあって今後卒業式や入学式での日の丸掲揚を取り止めることになった。また、神奈川県藤沢市内の小学校でも、同年の卒業式から日の丸掲揚をやめている。²²このようにこれまで散発的であった日の丸・君が代に反対する動きが、全国的に広がり、活発化してきた。今、日の丸・君が代が我々に問いかけているのは何なのであろう。

註

(1) 天皇が沖縄国体の際に、天皇として初めて沖縄を訪問する(皇太子時代に一度あった)ということとは、賛成・反対に拘らず、確實と見られていたが、病に伏し実現されなかった。各種のアンケートや報道機関の調査などは「天皇の沖縄訪問を目前に控えて」とか「天皇の戦後初めての沖縄ご訪問」、「象徴天皇四十年にしてようやく実現の機会が十月に訪れた」(いずれも朝日新聞一九八七年九月一八日朝刊「沖縄県民の意識」調査)という表現であり、県民にとっても天皇が直接来沖し、どのような「お言葉」を述べるのかは、賛成派、反対派に拘らず関心事であった。皇太子の代読した「お言葉」に対し「もう一言ほしかった」というような声もあったが、多くの者は慰霊とねぎらいのことばに感動していたようである。

(2) 弘瀬会長の言葉が一瞬途切れたが、そのまま続行された(沖縄タイムス一九八七年一〇月二六日夕刊)。この式典が混乱を生じることなく続行されていることは、後々裁判で重要な意味を持つてくるだろう。というのは本稿四でみる合衆国最高法院の「Texas v. Johnson」事件では、何ら公共の安全に直接的危険がなかったことも州の主張を退けた一つの理由となっているからである。

(3) 沖縄タイムス一九八七年一〇月二七日朝刊。

(4) 朝日新聞一九八五年九月一〇日朝刊および同二八日朝刊。

(5) この三原は、日の丸掲揚、君が代斉唱の両方について、小、中、高とも一〇〇パーセントの実施率である。

(6) その後藤本長官は「この前の発言は国旗掲揚を義務づける法律がない、という意味から申し上げた。あくまで法律論」と説明したが(朝日新聞一九八五年一〇月九日朝刊)、この法律論こそ日の丸焼却事件訴訟で問題になっていることなのである。選挙遊説で沖縄訪問中であった中曽根首相は一九八六年六月二日、文部省の日の丸・君が代の徹底通達について「国という運命共同体の結束を維持するうえで象徴は必要だ」とし、今後も指導する旨を明らかにしたが、「これは、物理的に強制するものではない。あくまで、理解と協力を求め」とも述べている。さらに、選挙を意識してか、「沖縄については、悲惨な戦場となり、特別な感情があるのも理解し、十分配慮してものごとを扱っていかなければならない」

と述べた(朝日新聞一九八六年六月二日)。

(7) 朝日新聞一九八六年三月二日朝刊。

(8) 朝日新聞一九八七年九月一八日朝刊。

(9) 沖縄タイムス一九八七年一〇月二〇日朝刊。

(10) 一九八九年五月二九日の日の丸焼却事件第九回公判における知花被告の意見陳述(沖縄タイムス一九八九年五月三〇日朝刊)および同事件第一四回公判における山内読谷村村長の証言(同一九九〇年二月一三日夕刊)参照。

(11) 興味深いことに、文部省調べの「昭和五九年度卒業式の日丸掲揚・君が代斉唱の状況」によれば、高知を除く四国三県が小・中・高とも日の丸掲揚が一〇〇パーセントであるのに対し、高知はそれぞれ四五・四五・七、七三・二パーセントであり、君が代についても他の三県がほぼ一〇〇パーセントであるのに対し、小・中・高、それぞれ、二六・三、一三五・二、二パーセントにすぎない。

(12) 沖縄タイムス一九八七年一〇月二五日朝刊。

(13) 前駐参照。

(14) 一九九〇年二月一三日、日の丸焼却事件第一四回公判(沖縄タイムス同一四日朝刊)。

(15) 沖縄タイムス一九八七年一〇月三〇日朝刊。同村としては、ソフトボール競技終了の日に合わせるにより、日の丸焼却事件について区切りをつける意味で告訴に踏み切ったのであろう。同事件について、村民、県民、国民に不安と衝撃を与えたことに遺憾の意を表明した。

(16) 「世代を結ぶ平和の像」が破壊されたのを契機に「長崎平和の母子像」を建てたグループが抗議署名を集めたり、学習会を開くなどして、被爆地長崎で支援の輪が広がっている(沖縄タイムス一九八七年二月三日朝刊)。東京の抗議集会では「知花昌一氏の日丸掲揚阻止行動を支持し、平和の像破壊に抗議し、右翼のテロ行為を許さない」という声明文を採択した。「沖縄では言論・表現の自由が侵されつつある」という報告もあった(同一二月七日夕刊)。地元読谷村では「読谷村民の平和運動を共に考える会」が集会を開き、全国的に知花被告を支援する運動を広げていくことなどを確認し

した(同一二月一三日朝刊)また、教育現場での日の丸・君が代問題がクローズアップされてくる卒業シーズンを迎えて、各地の市民団体が東京で集会を開き、知花被告の裁判を支援し、教育現場での日の丸掲揚反対運動を進めていくことを決めた(同一九八八年三月四日夕刊)。

(17) 沖縄タイムス一九八七年二月一九日朝刊。読谷村議会は一八日の本会議で同宣言を採択したが、同時に提出されていた山内村長の不信任決議案は否決された。

(18) 二人の知花被告に対する初公判が一九八八年一月二六日、それぞれ午前、午後、那覇地裁で行なわれた(沖縄タイムス一九八八年一月二六日夕刊および同二七日朝刊)。事件の同時性や共通した証人、そして何よりも両裁判とも日の丸論争を取り上げたことなどを考慮して、弁護側は両裁判の併合を申し入れていたが、裁判所は分離するとしている(同五月九日夕刊)。

(19) 沖縄タイムス一九八七年二月二一日夕刊。

(20) 沖縄タイムス一九八八年三月一〇日夕刊および同五月三〇日夕刊。いずれも被告らは「国旗を焼き捨てたのだから、火を用いて報復するのが適当としてスパーを焼いた」(同三月一五日夕刊)、「日の丸焼却事件に反感を抱いていた。同事件で逮捕された男性が制作にかかわった平和の像を壊そうと思った」(同一九八七年二月二一日夕刊)と犯行の動機を語っている。

(21) 沖縄タイムス一九八八年二月二日朝刊。同大学では戦後も祝日などに日の丸掲揚が続けてきたが、学生自治会などが抗議行動に出たため、大学側は、一九八七年三月、掲揚しないと決めていた。

(22) 朝日新聞一九八八年三月一〇日夕刊。立教大学側は「これまで掲揚していたのは慣例による。掲揚しなければならない特別の理由は見い出せないので、取り止めることにした」と述べている。

三 学習指導要領と日の丸・君が代

一九九〇年三日一五日、文部省は新学習指導要領を告示した。今回の改訂は、一九四七年に学習指導要領が作成されて以来、初めて幼稚園から小・中・高校までを一斉に改訂したものであった。⁹¹ 前回の改訂(小・中校一九七七年、高校一九七八年)から一〇年以上経っており、世の中の進展と時代に即した教育という面からもそろそろ改訂の時期であったであろう。コンピュータ教育の導入、中学の履修の大幅選択制、高校の単位制の弾力的取り扱いなどは、時代の先端技術や社会の多様化に即したものと見えよう。これは、全国的に一定の水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を国民に保障するという本来の学習指導要領に要請されているものに合致するといえよう。しかし、今回の新学習指導要領の内容が、すべてこの本来の要請に合致するかという否定的にならざるをえない。

新学習指導要領でとくに批判を受けているのは、入学式・卒業式における「国旗・国歌」の強制と、道徳教育の強化である。しかもこの二つは、新学習指導要領が告示されて間もない三月二七日に移行措置として告示され、翌年四月から全面实施されることになったものである。⁹² そして、国旗・国歌に関する内容は入学式・卒業式に限らず、複数の教科に登場しているのである。たしかに、文部省は国旗の掲揚・国歌の斉唱は入学式・卒業式に限るとしているが、小・中学校の社会科や地歴・公民では「小・中学校を通じて我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」とされている。⁹³ 入学式・卒業式における「国旗・国歌」の掲揚・斉唱は小・中・高校を通じて特別活動として位置付けられている。そして国旗・国家とは「日の丸」「君が代」を指すというのが政府および文部省の考えである。また、小学校社会科六年では、「天皇についての理解と敬愛の念を深める」とあり、ここでもまた、日の丸・君が代・天皇の三点セットが教育のなかに導入されている。これらの点は、

いずれも教育水準の確保という本来の学習指導要領に対する要請とは無関係のものであろう。そこで、この三点セットの導入に至るまでの学習指導要領の移り変りを簡単に眺めてみることにしよう。

まず、学習指導要領の根源的、基本的性格を描写しているのではないかと思われる次の文に注目してもらいたい。「新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふう⁷⁷に生かしていくかを教師自身が自分で研究していく手引きとして書かれたものである」。これは一九四七年三月二〇日付け発行の「学習指導要領一般編(試案)」の序論である。新憲法の施行を控え、それによって要請される教育の自由を十分に尊重した「要領(試案)」(傍点筆者)であった。「教師がカリキュラムを作成するのに対して、基準を与え、援助を与え⁷⁸る」というまさに、子供が学習していくうえで教師はどのような教育的指導を与えたら良いかということ⁷⁹を教師自身が模索していく中で、それを手助けしてゆくものにすぎなかったのである。一九五一年七月、第一回改訂が行なわれたが、「試案」の二字は依然として付いており、手引きとしての性格は維持されていた。すなわち、同改訂版の学習指導要領一般編序論には、学習指導要領は「基本的な示唆を与える指導書」であり、「決して教育を画一的なものにしようとするものではない」とされていたのである。しかし、一九五八年一〇月一日の改訂では、学習指導要領の表紙から「試案」の文字が消え、さらに告示という形式で公示されたので法的拘束力を持つということが強調された。そして、学校行事では「国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい」とされたのである。一九六八年七月一日の小学校改訂に始まる第四回改訂では、つめこみ教育が強化され、神話教育も復活した。さらに一九七七年七月二三日の改訂で日の丸・君が代の国旗・国歌化がなされ、そして今回の改訂における国旗・国歌の尊重、天皇への敬愛指導とあいなる。これでも足りず、ご丁寧⁸⁰に学校現場での日の丸・君が代の強制まで盛り込んで…。

本来なら来年度(一九九二年度)以降実施されるはずの新学習指導要領が一部だけ先取りされ、しかもその一部に対する違反ということで教師が処分された。福岡県中間市内の小学校で行なわれた卒業式、入学式で、日の丸・君が代の掲揚・斉唱を妨害、ホイコットしたとして教師ら七四人が処分や指導を受けたのである。⁹⁾これに對し教師や父母などが「思想信条の自由を侵すもの」として撤回を求めているが、この憲法論議は日の丸焼却事件裁判などでも展開されるであろう。

註

- (1) 菊川治「新学習指導要領改訂のねらいと改善の概要」ジュリスト九三四号三〇頁。
- (2) 沖繩タイムス一九八九年三月二八日朝刊。
- (3) 菊川前掲論文三四頁。
- (4) 永井憲一「戦後の教育課程法制と学習指導要領」法律時報六二卷四号八頁参照。
- (5) 永井前掲論文八頁参照。文部省が一九五〇年八月に、第二次アメリカ教育使節団に提出した「日本における教育改革の進展」という報告書のなかの文言である。
- (6) 部分的には、一九五五年二月五日の高校「一般編」改定で「試案」の文字が消えている。永井前掲論文一一頁の表「解説教育六法」三省堂より引用)参照。
- (7) 成嶋隆「新学習指導要領の法的问题点」法律時報六二卷四号三九頁。
- (8) 朝日新聞一九九一年八月七日朝刊。